

## 国による学校給食費完全無償化を求める意見書

今日の日本社会では、貧困と格差が広がり、物価高騰が長期化して給食費は家計の大きな負担になるだけでなく、「学校給食が大切な栄養源」とせざるを得ない子どもが多くなり、子育て支援や少子化対策などの観点から、小中学校の給食費を全額あるいは一部補助する市町村が増加していました。

令和5年6月の「こども未来戦略方針」閣議決定以来、学校給食費の無償化の実現に向けて自治体における取組実態の調査を始め、立憲民主党と日本維新の会、国民民主党の当時野党3党も、公立の小中学校などの給食費を無償化するための法案を国会に共同で提出。令和7年2月17日、衆院予算委員会で当時の石破首相は、「小学校の給食無償化を念頭に安定した恒久財源の確保策と合わせ、令和8年度以降、できる限り早期の制度化を目指したい」と表明。文部科学大臣も、小学校の給食無償化と高校授業料無償化について、令和8年度以降の可能な限り早期の制度化を目指す方針を示しました。

令和7年12月18日には自民、維新の会、公明の3党が「学校給食費の抜本的な負担軽減」として、給食を実施する公立小学校で、来年度から子ども1人あたり月5200円の基準額まで公費で負担することで合意。19日に、財務省、総務省、文科省がそれへの対応を示しました。

その中では、「基準額については、実施状況や物価動向等を踏まえ、適切な額を設定」、「特色ある給食の提供に係る各省関係事業等を柔軟に活用可能」「各市町村の工夫で更なる負担軽減も可能」とし、さらに「質の向上のために、地産地消等の好事例の収集・横展開を進める」としていますが、現段階では基準額を超える場合、超過分は自治体や保護者が負担することとなっています。

憲法26条では「教育は無償」とし、学校給食法では「環境の保全に寄与する態度を養う」「勤労を重んずる態度を養う」「伝統的食文化への理解」等を目標として教育の一環「食育」としての役割を重視し、「食育基本法」に基づき「食育推進基本計画」をすすめています。学校給食は、子どもたちの健やかな成長を支える、世界に誇る優れた日本の制度です。

学校教育は、教育基本法第1条にあるとおり「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行う」人づくりですから受益者は国民全員。最も費用と手間をかけるべきところです。

そこで、「地産地消」「安心・安全」「伝統的食文化」「自校方式」などで「特色ある給食」をめざす自治体を十分に支援すると同時に、地方自治体間で格差が生じないよう国の責任において質の高い給食の安定的な提供を推進する制度を構築してください。

そして、「取り扱いには学校設置者の判断に委ねる」としている「非喫食者」についても、個々の子ども・家庭への支援は国の責任において実施してください。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和8年3月19日

衆議院議長 森 英介 殿、参議院議長 関口 昌一 殿、内閣総理大臣 高市 早苗 殿、  
総務大臣 林 芳正 殿、財務大臣 片山 さつき 殿、文部科学大臣 松本 洋平 殿、  
内閣府特命担当大臣（こども政策）黄川田 仁志 殿

藤 枝 市 議 会  
議 長 多 田 晃